



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年6月22日金曜日 第2986号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定..... (保健福祉課) ... 504
 指定医療機関の廃止の届出..... (") ... 504
 指定医療機関の辞退..... (") ... 504
 指定介護機関(居宅介護事業者)の変更..... (") ... 505
 知事指定薬物の指定..... (薬務衛生課) ... 505
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等..... (経営支援課) ... 505
 地籍調査事業計画の公表..... (農政課) ... 505
 保安林の指定施業要件の変更予定に係る揭示..... (森林整備課) ... 506
 保安林の指定施業要件の変更に係る揭示..... (") ... 506
 洪水浸水想定区域の指定..... (河川課) ... 506
 建設業者の許可の取消し..... (東予地方局管理課) ... 507
 道路の区域変更(県道小田河辺大洲線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ... 507
 道路の供用開始(")..... (") ... 507
 土地改良区役員の就退任の届出..... (南予地方局農村整備課) ... 507

公 告

公文書の公開の実施状況..... (広報広聴課) ... 507
 個人情報の開示等の実施状況..... (") ... 508

雑 報

公示による通知..... (収用委員会事務局) ... 509

告 示

○愛媛県告示第634号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成30年6月22日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
西川歯科クリニック	四国中央市金生町下分12番53地	平成30年4月1日
あさの歯科高山診療所	西予市明浜町高山甲3656番地	平成30年4月2日
上島町魚島国民健康保険診療所	越智郡上島町魚島一番耕地124番地3	平成30年5月1日
オレンジ薬局	新居浜市中村松木一丁目7番7号	平成30年6月1日
ひまわり薬局	新居浜市中村松木一丁目12番5号	平成30年6月1日

○愛媛県告示第635号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成30年6月22日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
医療法人さいじょう会星加医院	西条市大師町182番地	平成28年6月30日
西川歯科クリニック	四国中央市金生町下分12番53地	平成30年3月31日
フロンティア薬局大洲中央店	大洲市田口甲87番地1	平成30年4月30日
オレンジ薬局	新居浜市中村松木一丁目7番7号	平成30年5月31日
ひまわり薬局	新居浜市中村松木一丁目12番5号	平成30年5月31日

○愛媛県告示第636号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

平成30年6月22日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
村上歯科医院	越智郡上島町生名1276	平成30年4月30日
さか歯科医院	西条市三津屋南8-7	平成30年5月4日

○愛媛県告示第637号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成30年 6月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
株式会社サン・ファミリア	四国中央市下柏町661番地1	訪問介護事業所サン・ファミリア	(変更後) 四国中央市下柏町1087番地1	平成30年5月1日
			(変更前) 四国中央市下柏町661番地1	

○愛媛県告示第638号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年愛媛県条例第53号）第11条第1項の規定に基づき、次の薬物を知事指定薬物として指定する。

平成30年 6月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 薬物の名称

- (1) 2 - メトキシ - N - フェニル - N - [1 - (2 - フェニルエチル) ピペリジン - 4 - イル] アセタミド及びその塩類

- (2) 2 - ({ [2 - (4 - ヨード - 2 , 5 - ジメトキシフェニル) エチル] アミノ } メチル) フェノール及びその塩類

- (3) 前各号に掲げる物を含有する物

2 指定の理由

条例第2条第7号の薬物のうち、県の区域内において濫用されるおそれがあると認めるため。

3 効力発生の日

平成30年 6月23日

○愛媛県告示第639号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成30年 6月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の年月日	届出の年月日
イオンモール今治新都市	今治市にぎわい広場1番1外	大規模小売店舗において小売業を行う者	イオンリテール株式会社ほか58者	イオンリテール株式会社ほか58者	平成30年5月6日ほか	平成30年6月4日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局産業経済部今治支局商工観光室並びに今治市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第640号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項に規定する平成30年度の事業計画を、平成30年6月8日次のとおり定めた。

平成30年 6月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	摘要
	衣干町、北鳥生町、土橋町、横田町の一部	平成31年3月20日まで	地籍調査
	広紹寺町の一部	〃	〃

今 治 市	石橋町、土橋町の 一部	〃	〃
	広 紹 寺 町、石 橋 町、立花町、郷本 町、郷六力内町、 郷新屋敷町、土橋 町、北鳥生町の一 部	〃	〃
	立花町、郷本町、 郷六力内町、郷新 屋敷町、北鳥生町 の一部	〃	〃
	立花町、河南町、 郷本町、郷六ヶ内 町、郷新屋敷町、 八町西の一部	平成31年 3月31日まで	概況調査

○愛媛県告示第641号

保安林の指定施業要件の変更予定（平成30年 4月27日愛媛県告示第458号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を宇和島市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年 6月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
宇和島市津島町高田甲44 8の2、丁17の1、丁27	北宇和郡津島町大字高田甲12 38番地 河 野 駿 市	森林所有者
宇和島市津島町高田甲45 2の3、丁12	北宇和郡津島町大字高田甲46 5番地 岩 藤 久美子	森林所有者
宇和島市津島町高田甲45 3の2、丁6の1、丁10	北宇和郡津島町大字高田甲45 8番地1 三 好 靈 月	森林所有者
宇和島市津島町高田甲49 9、甲451の3	北宇和郡高近村大字高田231 番戸 岩 藤 新太郎	森林所有者
宇和島市津島町高田丁5 の1	北宇和郡津島町大字高田甲53 5番地 岩 藤 トミ子	担当権者
宇和島市津島町高田丁26、 丁30	北宇和郡津島町大字高田甲12 38番地 藤 堂 長 美	森林所有者
宇和島市津島町高田丁28	北宇和郡高近村大字高田甲48 8番地1 岩 藤 春 木	森林所有者
宇和島市津島町岩松甲10 26	北宇和郡岩松村1055番地 1 泉 栄 吉	森林所有者

- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
変更しない。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
宇和島市津島町山財2102	松山市土居田町720番地 濱 田 晋二郎	森林所有者
宇和島市津島町山財3939、 3940、3977、3978、3981	北宇和郡津島町大字山財上組 1054番地 大 原 新一郎	森林所有者

宇和島市津島町山財4603、 4607	宇和島市川内甲2159番地10 兵 藤 登	森林所有者
------------------------	--------------------------	-------

- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
変更しない。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第642号

保安林の指定施業要件の変更（平成30年 4月27日愛媛県告示第459号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を西条市役所の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成30年 6月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
西条市小松町石鎚字大成 1155	周桑郡千足山村甲83番地 高 橋 謙四郎	森林所有者
〃	周桑郡小松町大字新屋敷甲61 5番地 8 伊 藤 龍 次	〃
〃	周桑郡小松町大字新屋敷甲61 5番地 8 伊 藤 裕 子	〃
〃	周桑郡小松町大字新屋敷甲61 5番地 8 伊 藤 眞里子	〃

- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び西条市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第643号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、一級河川肱川水系小田川に係る洪水浸水想定区域を指定し、当該区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条第4号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同法第14条第3項及び同省令第3条第1項の規定により、告示する。

その関係図面は、愛媛県庁及び南予地方局大洲土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

平成30年 6 月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

○愛媛県告示第644号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成30年 6 月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
(般 - 27) 第 10060 号	平成 28 年 1 月 23 日	石 井 組	石 井 国 清	西 条 市 小 松 町 南 川 甲 406 - 1	平成 30 年 5 月 15 日	土 工 事 業 と び ・ 土 工 工 事 業	建 設 業 の 廃 止

○愛媛県告示第645号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 6 月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道 路 の 種 類	路 線 名	区 間	旧 ・ 新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	小 田 河 辺 大 洲 線	大 洲 市 肱 川 町 山 鳥 坂 2215 番 から 同 町 山 鳥 坂 2213 番 1 まで	旧	メートル 4.3 ~ 6.4	キロメートル 0.031	
			新	14.2 ~ 21.0	0.031	

○愛媛県告示第646号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成30年 6 月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

道 路 の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 日
県 道	小 田 河 辺 大 洲 線	大 洲 市 肱 川 町 山 鳥 坂 2215 番 から 同 町 山 鳥 坂 2213 番 1 まで	平成 30 年 6 月 22 日

○愛媛県告示第647号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大久保山土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 6 月22日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登 志 男

就 任

役 員 の 種 類	氏 名	住 所
理 事	中 川 治 雄	南 宇 和 郡 愛 南 町 城 辺 甲 2163 番 地

退 任

役 員 の 種 類	氏 名	住 所
理 事	藤 田 吉 次 郎	南 宇 和 郡 愛 南 町 城 辺 甲 2121 番 地

公 告

○公 告

公文書の公開の実施状況

平成29年度の公開請求等に対する公文書の公開の実施状況の概要を次のとおり公表する。

平成30年 6 月22日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 公文書の公開の請求等及び処理の状況

(単 位 : 件)

区 分	請 求 等 の 件 数	処 理 の 状 況			取 下 げ
		公 開	部 分 公 開	非 公 開	
公 開 請 求	2,126	1,271	604	205	46
公 開 申 請	1	0	1	0	0
計	2,127	1,271	605	205	46

- 注1 公開請求とは、愛媛県情報公開条例（平成10年愛媛県条例第27号。以下「条例」という。）に基づく公開請求をいう。
- 2 公開申請とは、条例附則第3項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされている愛媛県情報公開要綱（平成5年10月愛媛県・愛媛県公営企業管理局・愛媛県教育委員会・愛媛県選挙管理委員会・愛媛県人事委員会・愛媛県監査委員・愛媛県地方労働委員会・愛媛県収用委員会・愛媛海区漁業調整委員会・愛媛県内水面漁場管理委員会告示第1255号。以下「要綱」という。）に基づく公開申請（要綱第2条第1項に規定する実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真であって、同条第2項に規定する決裁等が終了したもののうち、公立大学法人愛媛県立医療技術大学に引き継がれたものに係る公開申請を含む。）をいう。

2 公文書の公開の請求等の実施機関別内訳

（単位：件）

実施機関	公開請求件数	公開申請件数
知事		
総務部	40	0
企画振興部	85	0
県民環境部	62	0
保健福祉部	259	0
経済労働部	38	0
農林水産部	209	0
土木部	1,023	1
えひめ国体推進局	1	0
出納局	1	0
小計	1,718	1
議会	13	
公営企業管理者	34	0
教育委員会	79	0
選挙管理委員会	13	0
人事委員会	1	0
監査委員会	0	0
公安委員会	0	
警察本部長	267	
労働委員会	1	0
収用委員会	0	0
海区漁業調整委員会	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0
公立大学法人愛媛県立医療技術大学	0	0
愛媛県住宅供給公社	0	
愛媛県土地開発公社	0	
合計	2,126	1

3 公文書の公開の請求等の主な内容

（単位：件）

請求等の主な内容	公開請求件数	公開申請件数
工事設計書	793	0
懲戒処分等の職員の処分関係	217	0
建築工事再資源化等届出書	187	0
名簿関係	185	0
公益法人等の決算書類	128	0

4 公文書公開請求者等別の内訳

（単位：件）

公開請求者等の区分	公開請求件数	公開申請件数
県内に住所を有する者又は事務所若しくは事業所を有する個人及び法人その他団体	1,340	1
その他のもの	786	0

5 不服申立て等の状況

(1) 不服申立て

（単位：件）

平成28年度からの繰越件数	平成29年度不服申立て件数	処理の状況				審査中	取下げ
		却下	棄却	一部認容	認容		
2	10	0	6	1	0	5	0

注 不服申立てとは、公文書の公開請求に対する決定について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び同法による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てをいう。

(2) 不服申出
実績なし

○公告

個人情報の開示等の実施状況

平成29年度の開示請求等に対する個人情報の開示等の実施状況の概要を次のとおり公表する。

平成30年6月22日

愛媛県知事 中村時広

1 個人情報取扱事務の登録件数

（単位：件）

実施機関	年度未件数
知事	
総務部	77
企画振興部	74
県民環境部	188
保健福祉部	531
経済労働部	96
農林水産部	201
土木部	132
えひめ国体推進局	1
出納局	10
小計	1,310
議会	13
公営企業管理者	15
教育委員会	150
選挙管理委員会	17
人事委員会	4
監査委員会	5
公安委員会	6
警察本部長	166
労働委員会	4
収用委員会	11
海区漁業調整委員会	2
内水面漁場管理委員会	1
公立大学法人愛媛県立医療技術大学	23
合計	1,727

2 個人情報の開示請求の状況

(1) 書面による開示請求

（単位：件）

実施機関	請求の件数	処理の状況			取下げ
		開示	部分開示	非開示	
知事	16	2	9	5	0
公営企業管理者	110	54	53	3	0
教育委員会	7	6	0	1	0
人事委員会	2	1	1	0	0
警察本部長	84	4	62	16	2

合 計	219	67	125	25	2
-----	-----	----	-----	----	---

注 他の実施機関については、実績なし。

(2) 口頭による開示請求

(単位：件)

実 施 機 関	請求の件数
知 事 部	26
県 民 環 境 部	36
保 健 福 祉 部	27
経 済 労 働 部	1
小 計	90
教 育 委 員 会	7,124
人 事 委 員 会	255
警 察 本 部 長	23
公 営 企 業 管 理 局	12
公立大学法人愛媛県立医療技術大学	54
合 計	7,558

注1 「口頭による開示請求」とは、実施機関があらかじめ定めた個人情報について、口頭により開示請求できるものであり、請求があった場合は、原則開示するものである。

2 他の実施機関については、実績なし。

3 個人情報の訂正請求の状況

実績なし

4 個人情報の利用停止請求の状況

実績なし

5 不服申立ての状況

実績なし

雑 報

○公示による通知

住所不明（ただし、戸籍附票の最後の住所 東京都北区十条仲原三丁目九番一―二号） 柳本 美佐子

住所不明（ただし、戸籍附票の最後の住所 大阪府大阪市福島区大開三丁目1番40号） 河野 清章

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき事項を記載した次の書類は、当収用委員会事務局（愛媛県土木部土木管理局用地課）において保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。

なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同政令第5条第5項の規定により、平成30年7月12日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成30年6月22日

愛媛県収用委員会

会長 高橋 直人

平成30年6月13日付け29媛収第24 - 10号審理の開催について
（審理開催の通知）